

神戸市土地開発公社定款

神戸市土地開発公社

神戸市土地開発公社定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、市域の秩序ある整備と市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社は、神戸市土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、神戸市とする。

(事務所の所在地)

第4条 公社は、事務所を神戸市に置く。

(公告の方法)

第5条 公社の公告は、神戸市公報に掲載して行う。

第2章 役員及び職員

(役員)

第6条 公社に、次の役員を置く。

(1) 理 事 15名以内

(2) 監 事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

3 理事のうち3名以内は、常任とする。

(役員職務及び権限)

第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して公社の業務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、規程の定めるところにより、公社の業務を掌理する。

4 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項の職務を行う。

(役員任命)

第8条 理事及び監事は、神戸市長が任命する。

2 理事長及び副理事長は、神戸市長が選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間と

する。

2 役員は、再任されることができる。

(役員兼任の禁止)

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(職員任命)

第11条 職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第12条 常任の役員及び職員は、それぞれの任命権者の承認を受けた場合を除き、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第3章 理事会

(設置及び構成)

第13条 会社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときに、理事長が招集する。

(理事会の議事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議決は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 緊急の必要がある場合又は軽易な事項については、理事長は、書面による賛否を求めて理事会の議決にかえることができる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画の作成又は変更

(3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書の作成

(4) 規程の制定又は改正若しくは廃止

(5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項

(6) その他会社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の多数で決するところによる。

第4章 業務の範囲及び執行

(業務の範囲)

第17条 公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ. 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

ロ. 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ. 公営企業の用に供する土地

ニ. 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地

ホ. 観光施設事業の用に供する土地

ヘ. 当該地域の土地利用の将来の見通し及び自然的社会的諸条件からみて当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

ト. 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

チ. 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公社は、前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務の執行)

第18条 公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款及び規程の定めるところによる。

第5章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第19条 公社の資産は、基本財産とする。

2 公社の基本財産の額は、2,000万円とする。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これを取りくずしてはならない。

(事業年度)

第20条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財務諸表)

第21条 公社は、毎事業年度の終了後2箇月以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て、神戸市長に提出する。

(利益及び損失の処理)

第22条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は準備金として整理する。

2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第23条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債、地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

第6章 雑 則

(解散)

第24条 公社は、理事会で総理事の4分の3以上の同意を得たうえ、神戸市議会の議決を経て、主務大臣の認可を受けたときに解散する。

2 公社が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、神戸市に帰属する。

(規程への委任)

第25条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、公社の成立の日から施行する。

(最初の役員任期)

2 公社の最初の役員任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、神戸市長が定めるところによる。

(最初の事業年度)

3 公社の最初の事業年度は、第20条の規定にかかわらず、公社の成立の日から昭和49年3月31日までとする。

附 則

この定款変更は、昭和48年12月7日から施行し、昭和48年9月1日から適用する。

附 則

この定款は、主務大臣の認可があった日から施行する。

附 則

この定款は、主務大臣の認可があった日から施行する。

附 則

この定款は、主務大臣の認可があった日から施行する。

附 則

この定款は、主務大臣の認可があった日から施行する。ただし、第7条第4項及び第17条第1項第1号イの改正規定は、平成20年12月1日から施行する。